

## 資料 3 - 3 未移行幼稚園における補足給付事業（案）（私立幼稚園）

### 未移行幼稚園における補足給付事業（案）

#### 《補足給付事業の制度概要》

生活保護世帯等を対象に、保育料・授業料と別に各施設が保護者から徴収する費用の一部のうち、副食費等の実費負担の一部を補助する事業です。

#### ➤ 対象園

給食を提供している未移行幼稚園

\*外部搬入も対象です。

#### ➤ 対象世帯

年収 360 万円未満相当世帯

第 3 子以降世帯（年齢制限なし。）

#### ➤ 補助単価

1 人当たり月額上限 4,500 円（副食費）

\*主食費・人件費等は除き、副食材料費相当分が対象となります。

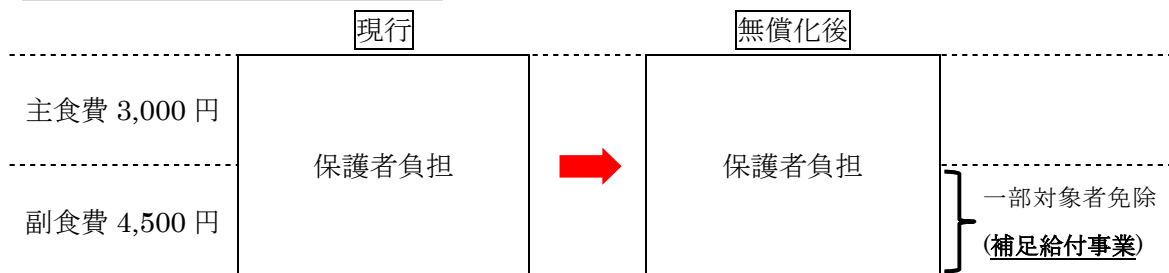
#### ➤ 支払方法

保護者への償還払い

\*上記は現時点の情報です。

国実施要綱が発出された後に詳細を改めて通知します。

#### 《無償化後の給食費のイメージ》



\*主食費及び副食費の額は公定価格により国が設定している金額です。

#### 《園で行っていただくこと》

➤ 授業料に給食費が含まれている場合は、給食費を切り分けてください。

\*補足給付事業の対象となる副食費分を明確にするためです。